

2012年3月28日

東京ガス株式会社
エグゼクティブ・スペシャリスト 環境部長
富田 鏡二

第13回 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会における「国内排出量取引制度の課題整理に関する検討会の検討結果について」の事務局報告への意見

第13回 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会において、「資料4 国内排出量取引制度の課題整理に関する検討会における検討結果について」として事務局より報告がありました件について、以下の通り意見を申し上げます。

1. 国内排出量取引制度に関しては、平成22年度の中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会（以下、「ETS小委員会」とする）において、有識者、企業、地方自治体など、幅広いステークホルダーからなる委員により、公開の場で議論が重ねられ、中間整理が行われたところ。

しかしながら、今回の「国内排出量取引制度の課題整理に関する検討会」（以下、「ETS検討会」とする）の委員は有識者だけで構成され、その検討プロセスだけでなく、会議体としての存在さえも対外的に公表されていないなど、透明性が欠落しているとともに、幅広いステークホルダーからのバランスの取れた意見聴取がなされていない。

また、2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会（以下、「本小委員会」とする）として、ETS検討会の設置を求めたものではないことから、その検討結果の本小委員会における取り扱いが、「参考資料」による情報提供に留めておくべきではなかったか。

2. ETS小委員会の中間整理においては、「①総量削減が担保できること、②効率的な削減を促すこと、③公平性が確保できること、④透明性が確保できること、⑤社会的に受容可能なものであること、⑥複雑な手続を要せず分かりやすい制度であること」の6つの評価軸に照らした場合の懸念が払拭できていないとの指摘があったところ。

今回のETS検討会では、これらの6つ全ての評価軸に照らして評価しておらず、国内排出量取引制度導入の影響を分析したことになるのではないかと。

3. 現時点で政府は、需要家における系統電源使用に係る地球温暖化対策について、その取組の実施によるCO₂排出削減量の算定方法を定めていないにもかかわらず、どのようにして限界削減コストカーブを描くことが出来たのか。

国内排出量取引制度を検討する前に、削減量の算定方法について、政府として早急に結論を出すべきである。

4. ETS検討会における検討結果の一つとして、「限界削減コストカーブ」の作成が挙げられているが、この「限界削減コスト」を、どのようにして制度対象者の排出削減目標（キャップ）に繋げるのかが説明されていない。

今回の検討では、制度対象者を「年間 10,000t-CO₂ 以上の事業所」としているが、同じ部門や業種の中であっても、個別事業所毎で、排出削減の取り組み度合いに当然ばらつきが存在する。このため、排出削減の目安として「限界削減コスト」を設定したとしても、それに基づいて排出削減目標（キャップ）を導出するには、個々の対象事業所に対してきめ細かく実態調査を行い、排出削減目標（キャップ）を個別に設定することが必要と考えるが、その実現はきわめて困難である。

今回の検討結果は、国内排出量取引制度の影響を分析したというよりは、限界削減コスト 2,500～4,500 円/t-CO₂ までの対策を実施した場合の経済と雇用への影響を計算したものである。

従って、ETS 検討会で「国内排出量取引制度の課題整理に関する検討結果」が得られたとするのは早計ではないか。

5. 今回の検討結果では、排出削減対策の限界削減コストに基づき、国内排出量取引制度が導入された場合の制度対象者における BAU からの CO₂ 排出削減量を計算している。

しかしながら、実際の対策実施にあたっては、対策の限界削減コスト以外にも、物理的な制約（対策機器の設置スペース、対策機器の搬入ルート等）や、時間的な制約（現存機器が導入されてから日が浅く減価償却が進んでいない、製造プロセスを止めないと入れ替え工事ができない等）なども存在する。

そのような様々な制約があるため、今回の検討結果では、CO₂ 排出削減量を過大に推計している可能性があるのではないか。

以 上